第1章 避難所の全体像



✓ 避難所でのさまざまな業務を実施するにあたり、まずは、 この『マニュアルを利用する方』や、『マニュアルの使い方』 『避難所業務の全体像』などについて確認しましょう

目次

- 1 避難所運営の基本理念
- 2 マニュアルを利用する方
- 3 避難所の受入対象者
- 4 マニュアルの使い方

- 5 マニュアルの保管場所
- 6 避難所業務の流れ
- 7 日ごろから確認しておくこと (避難行動・持出品・在宅避難)

1 避難所運営の基本理念

- ★避難所にいるすべての方が、避難所運 営に係わります。
- ★自分たちの生活の場所である避難所の環境を、より良いものとするためには、「誰かがやってくれる」ではなく、「自分でやる(助ける側になる)」という気持ちが重要です。

2 マニュアルを利用する方

①避難所運営 委員会

避難所運営を避難者が主体的に協議、決定するために、<u>避難者</u> の代表者、市担当者、施設管理者等で構成する運営機関です。

下記の②~⑤の方で構成される「避難所運営を自主運営するための組織」です。

②避難所 リーダー

- 避難所開設後、避難所運営委員会が設置されるまでの間、 避難者を代表する方で、避難した自治会・町内会会長などの 役員の方々です。
- 避難所運営委員会が設置されるとその役を同委員会に移行し、任務は終了します。

③市担当者

- 避難所の開設・運営のため、避難所に参集する市の職員です。
- 「連絡員(災害対策本部等との連絡要員)」「鍵管理者 (門扉や防災備蓄倉庫等の鍵を所有)」「担当員(連絡員 や鍵管理者を補佐)」で構成しています。
- 各指定避難場所・避難所の近隣に居住する職員を中心として、構成しています。

4施設管理者	 避難所となる施設の管理者(学校の場合は学校の教職員など)です。 毎年危機管理室では、避難所となる各小中学校協力のもと、施設内を熟知した学校関係者を施設管理者の立場である指定避難場所教職員担当員(主に教頭先生)として選任しています。
⑤避難者	● 避難所運営委員会による運営に協力するとともに、交代で当番等の業務を行います。

3 避難所での支援対象者

●以下の被災者を避難所で支援します。

- ・住居を失った被災者
- ・高齢者、障害者等の要配慮者
- 在宅被災者
- ・通勤者等の帰宅困難者(地域外の者も含む。)

★避難者は避難所の外にも存在します。

- ・避難所で居場所を確保できず、やむを得ず被災した自 宅に戻って避難生活を送っ ている方
- ・ライフライン途絶下で、在 宅で不自由な生活を送って いる方



Oこれらの方が避難所に物資などの支援を 求めてきた場合も対応します。

4 マニュアルの使い方

┃ ①まずは、実施すべき対応『○○期』を確認

第2章 実施すべき対応『初動期』

このような 表紙です



✓ ここでは、初動期<u>(地震発生当日)</u>の混乱状態の中で、必要な業務について解説します。

内容

المستخدمات	
①初動期とは	☆地震発生当日 地震等の災害発生直後の混乱状態の中で、避難所を開設・選 営するために必要な業務を行う期間です。
②対応する主体	 ▶ <u>避難所の開設・運営の責任者は、原則として市担当者</u>です。 ※市担当者が不在で、かつ緊急の場合は施設管理者がその役割を補完します。 ※市担当者、施設管理者が共に不在で、かつ緊急の場合には避難所リーダーがこのマニュアルに基づき業務を実施します。 ▶ 設備の使用等については、施設管理者の判断を仰ぐ必要があります。
③留意点	 ▶ 業務実施の際は、実施項目に漏れがないか確認。 ➡様式 1「市担当者避難所開設チェックリスト ▶ 各業務の実施にあたっては、2 人 1 組で実施します フォローし合う)。 ▶ 学校の施設管理者は、「学校運営マニュアル」等が既には、それに沿って対応する旨を市担当者、避難所リーダーは共同で業務を遂行します。

3 避難所到着時の行動

- > 市担当者・施設管理者・避難所リーダーで協力して行う事項です。
- ▶ 次の項目について、早急に対応します。
- ⇒ 対応の詳細は、各活動シートに基づいて行います。

対応		
①待機の呼びかけ	初動期_活動シートA	
②施設の安全確認	初動期_活動シートB	
③居住スペースの整理	初動期_活動シートC	
④避難者数の把握	初動期_活動シートD	
⑤避難所トイレの確保	初動期_活動シートE	
⑥避難所での要配慮者への対応	初動期_活動シートF	
⑦ペット連れ避難者への対応	初動期_活動シートG	
⑧状況や開設の報告	初動期_活動シートH	
⑨水の確保	初動期_活動シートI	
	①待機の呼びかけ②施設の安全確認③居住スペースの整理④避難者数の把握⑤避難所トイレの確保⑥避難所での要配慮者への対応⑦ペット連れ避難者への対応⑧状況や開設の報告	

☆方針の確認

※各期における対応主体や留意点を 記載しています

☆対応内容の確認

※各期で行う具体的な対応を「活動シート」としてまとめています

②次に、活動シートを確認

対応

- ①待機の呼びかけ
- ②施設の安全確認
- ③居住スペースの整理
- (4) 避難者数の把握
- ⑤避難所トイレの確保
- ⑥避難所での要配慮者への
- ⑦ペット連れ避難者への対点
- ⑧状況や開設の報告
- 9水の確保

初動期 活動シートA

初動期 活動シートB

初動期 活動シートC

初動期 活動シートD

初動期 活動シートE

初動期 活動シートF

初動期_活動シートG

初動期 活動シートH

初動期 活動シートI

初動期 活動シートC 居住スペースの整理



- ✓ まずは避難者に避難してもらうための、居住スペー スを決めます。
- ✓ 居住スペースの利用にあたっては、避難者一人当 たりのスペースをしっかりと守ってもらうようにします。

このような 表紙です

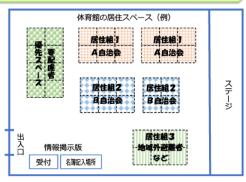
☆例えば「③居住スペースの整理」の場合

※初動期活動シートCを確認します

対応を記載しています

- (1)避難者を収容後、地域ごとにスペースを割り振ります。
- * 一人当たりの最低限必要なスペースはおおよそ2~3㎡です。
- * 避難当初は、一時的に避難している方も多く含まれる時期なので、広いスペースの中で地域ごとにまとまってもらいます。
- *荷物や敷物で世帯同士の区画を明確にします。





- ②要配慮者(高齢者・障害者・乳幼児など)で、体育館での避難 生活が可能な場合は、その中で環境のよい避難スペースを確保し ます。
- *要配慮者への対応は、<u>『救護班 活動シートC 避難所での要配慮者への対応』</u>も 参考に行います。

*マークは対応に係る注意事項です

5 マニュアルの保管場所

●このマニュアル、活動シートなど一式は、 防災備蓄倉庫に入っています。

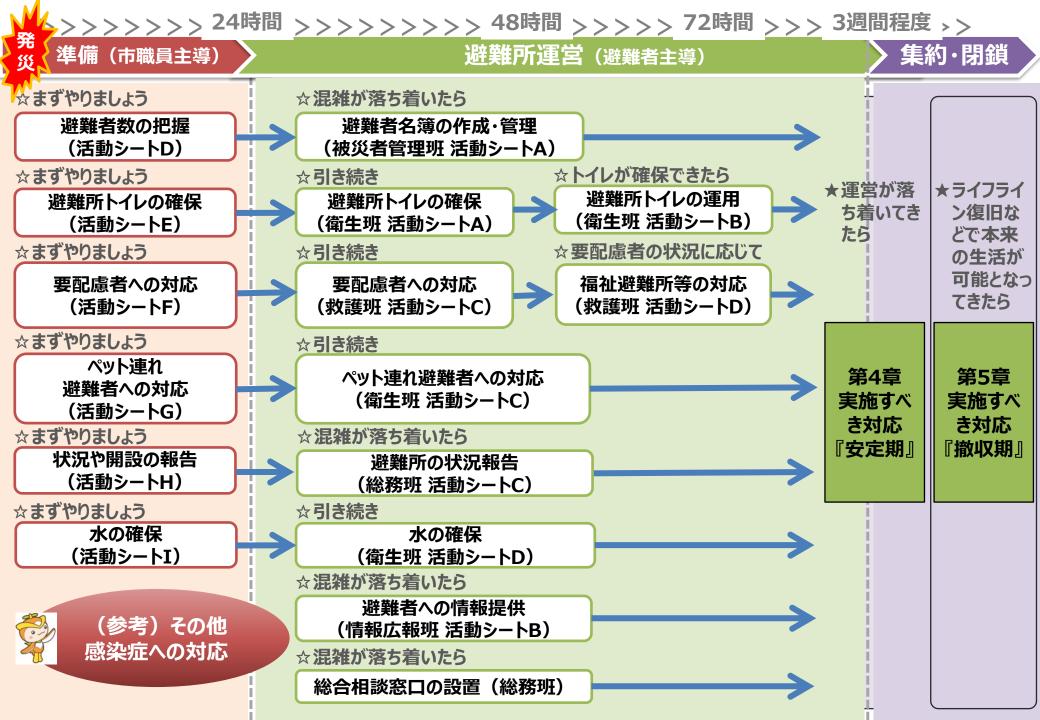
> ☆マニュアル2部入って います

※記入様式は複数部

6 避難所業務の流れ

各避難所の状況に応じて、下表の時間を目安に、各活動を実施します。 >>>>>> 24時間 >>>>>> 48時間 >>>>> 72時間 >>> 3週間程度 >> 集約·閉鎖 避難所運営(避難者主導) 準備(市職員主導) ★まずはここを読みましょう ★できる限り早くやりましょう ★運営が落 ★ライフライ 第3章 実施すべき対応『展開期』 第2章 実施すべき対応 ち着いてき ン復旧な 【!重要!】避難所運営委員会の設置 『初動期』 たら どで本来 の生活が 避難所運営会議の開催(総務班 活動シートE) 可能となっ ☆まずやりましょう ☆引き続き てきたら 待機の呼びかけ けが人への対応(救護班 活動シートA) (活動シートA) ☆混雑が落ち着いたら 第4章 第5章 救護体制の確保 実施すべ 実施すべ (救護班 活動シートB) ☆まずやりましょう ☆引き続き き対応 き対応 施設の安全確認 施設の安全確保 『安定期』 『撤収期』 (活動シートB) (施設管理班 活動シートC) ☆混雑が落ち着いたら ☆まずやりましょう 居住スペースの整理 避難所の空間配置 (活動シートC) (総務班 活動シートA) ☆空間配置を終えたら 避難所のルール等 (参考)その他 (総務班 活動シートB) 感染症への対応 ☆混雑が落ち着いたら 情報伝達ツールの確保

(情報広報班 活動シートA)



避難所運営(避難者主導)

集約·閉鎖



備蓄物資の確認 (食料物資班 活動シートA)

☆避難者数がわかったら

食料・生活物資の配布、不足 物資等の要請 (食料物資班 活動シートB)

☆要請した物資が届き始めたら

物資管理・配布 (食料物資班 活 動シートC) ★運営が落 ち着いてき たら

★ライフライ ン復旧な どで本来 の生活が 可能となっ てきたら

☆避難者の受け入れが落ち着いたら

男女のニーズの違い・性的少数者(性的マイノリティ)への配慮(施設管理班 活動シートB)

☆避難者の受け入れが落ち着いたら

衛生環境の整備(衛生班 活動シートE)

☆避難者の受け入れが落ち着いたら

防火・防犯活動 (施設管理班 活動シートA) 第4章 実施すべ き対応 『安定期』 第5章 実施すべ き対応 『撤収期』



(参考) その他 感染症への対応 ☆取材等の問い合わせがあったら

報道機関対応(総務班 活動シートD)

問い合わせ対応、郵便物・宅配便等の 取り次ぎ (被災者管理班 活動シートB)

> ボランティアとの協力 (ボランティア班 活動シートA)

7 日ごろから確認しておくこと

※安全確保行動と避難(避難するまえに)

①避難開始の時期

- ✓ 住居の被害などから、自宅にとどまることが困難なとき。
- ✓ 市役所から避難の広報があったとき。

②避難時の原則

- ✓ 火の元の始末を行います。大きな地震後は、電気のブレーカーも落とします。
- ✓ 避難は、安全面から原則徒歩で行います。
- ✓ 高齢者や障害者など、<u>徒歩での避難が困難な場合は、車など</u>での避難を検討します。
- ✓ 地域の被害や住民の安否を確認するとともに、高齢者や障害者など、自力での 避難が困難な地域住民の避難支援を行います。
- ✓ 安全を確保できる範囲内で、消火活動や救出活動を行います。

③避難時の携行品

- ✓ 避難するときは、非常用持出袋などを持っていきましょう。
- ✓ 非常用持出袋などがない場合でも、「日頃から無くては困るもの」をもって(事前に準備しておき)、避難するようにしましょう。

後 持ち出し品の例

避難するときにすぐに持ち出すべきもので、最初の1日間をしのぐための物品です。 普段皆さんが持ち歩いているバッグなどに少し足すだけで、身近な非常用持出袋になります。





在宅避難

- 避難所は不特定多数の方で共同生活をする場であり、 衛生環境の悪化などが起こりやすい場所です。また、不 慣れな生活環境から、ストレスに晒される場面も多くなり ます。
- ▶ 自宅に被害が無いなどの場合は、<u>自宅などに留まって命</u> を守る「在宅避難」が有効です。



1 日頃から備える

在宅避難に備えるために、以下の準備をしておきましょう

- 〇食料や水など必要なものの備蓄 (7日分が目安)
- O住宅の耐震化
- 〇家具等の転倒防止対策など

2 避難行動 住める 住める 住めるか

避難行動の流れの確認

自宅で避難生活をおくる 在宅避難

親戚・友人宅等への避難

指定避難所:自宅が被 災して帰宅できない場合 、一定期間避難生活を送 る場所